（定義）

第三条　この規則の規定の解釈に関しては、次の定義に従うものとする。

［一～四の七　略］

五　削除

［六　略］

六の二　「高度ＭＣＡ陸上移動通信」とは、通信方式に直交周波数分割多重方式と時分割多重方式を組み合わせた多重方式及びシングルキャリア周波数分割多元接続方式を使用する周波数分割複信方式を用いて、高度ＭＣＡ制御局（使用する電波の周波数を指示して通信の中継を行う陸上移動中継局であつて、通信方式に直交周波数分割多重方式と時分割多重方式を組み合わせた多重方式を用いるものをいう。以下同じ。）の指示する周波数の電波を使用して、当該高度ＭＣＡ制御局と陸上移動局との間で行われる無線通信及びその無線通信を制御するために行われる無線通信をいう。

［七～十四　略］

（空中線電力の許容偏差）

第十四条　空中線電力の許容偏差は、次の表の上欄に掲げる送信設備の区別に従い、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

送信設備	許容偏差	
	上限（パーセント）	下限（パーセント）
［一～五　略］		
六　次に掲げる送信設備		
［㈠・㈡　略］	［略］	［略］
㈢　四七〇ＭＨｚを超える周波数の電波を使用する無線局の送信設備（第四十九条の六から第四十九条の七の四まで、第四十九条の八の二、第四十九条の八の三、第四十九条の十六（四七〇ＭＨｚを超え七一四ＭＨｚ以下の周波数の電波を使用するものに限る。）及び第四十九条の十六の二（四七〇ＭＨｚを超え七一		

（定義）

第三条　［同上］

［一～四の七　同上］

五　「ＭＣＡ陸上移動通信」とは、一定の区域において二以上の無線局に共通に割り当てられた二以上の周波数の電波のうち、ＭＣＡ制御局（使用する電波の周波数を指示して通信の中継を行う陸上移動中継局であつて、二以上の通信の中継を同時に行うことができるもの（次号に規定するデジタルＭＣＡ制御局を除く。）をいう。以下同じ。）の指示する周波数の電波を使用して当該ＭＣＡ制御局と陸上移動局又は指令局（ＭＣＡ制御局の中継により陸上移動局と通信を行う基地局をいう。以下同じ。）との間で行われる単一通信路の無線通信及びその無線通信を中継するためにＭＣＡ制御局相互間で行われる無線通信並びにそれらの無線通信を制御するために行われる無線通信をいう。

［六　同上］

［新設］

［七～十四　同上］

（空中線電力の許容偏差）

第十四条　［同上］

送信設備	許容偏差	
	上限（パーセント）	下限（パーセント）
［一～五　同上］		
六　次に掲げる送信設備		
［㈠・㈡　同上］	［同上］	［同上］
㈢　四七〇ＭＨｚを超える周波数の電波を使用する無線局の送信設備（第四十九条の六から第四十九条の七の三まで、第四十九条の八の二、第四十九条の八の三、第四十九条の十六（四七〇ＭＨｚを超え七一四ＭＨｚ以下の周波数の電波を使用するものに限る。）及び第四十九条の十六の二（四七〇ＭＨｚを超え七一		